

資料編

用語解説

北広島町まちづくり総合委員会

北広島町まちづくり基本条例

用語解説

初掲載頁	用語	解説
104	RPA	Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できる自動化ツールのこと。
9	IoT	Internet of Things の略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組み。
9	ICT	Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。
56	空き家バンク	空き家の売却または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、当該自治体への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度。
51	e コマース	Electronic Commerce の略。インターネットなどのネットワークを介して契約や決済などを行う取引形態のことで、インターネットでものを売買することの総称。
26	インターンシップ	在学中・卒業直後の学生が、自分の専攻や将来のキャリアと関連した就業体験を一定期間行うこと。
26	インバウンド	「内向きの」という意味をもつ言葉。一般的に観光において、外国人旅行者を自国へ誘致する動きや訪日外国人旅行のことを指す。
16	インフラ施設	「社会基盤」と呼ばれ、一般的に経済インフラと社会インフラに分類される。経済インフラには鉄道、空港、港湾、発電所、通信設備、上下水道施設、パイプラインなどが含まれ、社会インフラとしては学校、病院、警察署などが挙げられる。
9	AI	人工知能(Artificial Intelligence)の略。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
14	SNS	Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
23	NPO	医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない活動団体のこと。一定の要件を満たし国や県に届け出て法人格を取得し、活動している「特定非営利活動法人(NPO法人)」もある。
92	FTTH	Fiber To The Home の略。各家庭まで高速通信が可能な光ファイバを引き込むこと。
85	LGBTQ	女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人(Transgender)、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人など(Questioning)の頭文字をつないだ言葉。性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。
94	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減し、植林、森林管理などによる「吸収量」を保全及び強化することで均衡させ、合計を実質的にゼロにすること。
75	介護予防	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。
34	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
36	観光プロモーション	観光マーケティング活動における販売促進活動全般のことで、具体的には広告・広報(PR)、セールスプロモーションなどのこと。
93	GIGA スクール	Global and Innovation Gateway for All の略。小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取組のこと。
12	キャッシュレス	紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンを使った QR コードなどの種類がある。

初掲載頁	用語	解説
2	協働	共通の目的を実現するために、住民等と行政が、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力することをいう。
104	クラウドサービス	利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。
11	グローバル化	インターネットの普及などにより、文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合、一体化される様子。
105	経常収支比率	地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数。財政構造の硬直度を表すものさしとされているもの。
40	KPI	重要業績評価指標(Key Performance Indicator)の略。目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと。
78	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護等が必要な期間を引いた数が健康寿命となる。
13	減災	災害が発生することを想定し、予め備えておくことで、できるだけ被害を小さくするための取組のこと。
81	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践。
32	合計特殊出生率	一人の女性が一生のうちに産む平均的な子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合)の合計から計算する。現在の人口を維持するためには、この合計特殊出生率が2.07以上必要であるとされている。
27	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組み。
15	再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出しない(増加させない)」の3点を特徴とするエネルギーのこと。
52	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスという意味。
40	産官学金	大学などの教育・研究機関と企業、行政が連携した事業創出や技術開発などの取組に、産業支援機関や金融機関が、窓口相談や情報提供、伴走支援など一緒になって取り組むこと。
93	シームレス	「継ぎ目のない」という意味で、転じて複数のサービス間のバリアをとり除き、容易に複数のサービスを利用することができることを指す言葉。
105	実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。
56	集落支援員	自治体から委嘱を受け、自治体職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する、その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した人材。
15	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。
60	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する能力を楽しく身につけるための学習等の取組のこと。
99	ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
109	スマート自治体	AIやRPAツールなどを活用することで、職員が行っている事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いたりして、効率的にサービスを提供する次世代の自治体像のこと。

初掲載頁	用語	解説
92	スマートタウン	「都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画・整備・管理・運営)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」として定義される“スマートシティ”に対して町や市街を意味する“タウン”を当てはめた造語。
45	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
15	生物多様性	地球上に生きる動物や植物、昆虫など、いろいろな生き物がお互いにつながり合っている状態のこと。
25	セグメント	集団やまとまりを区切った区分のこと。特にビジネスにおいては、ターゲットなどを何らかの指標に基づいて区切ったまとまりを指す。
95	せどやま再生事業	木材価格の低迷などで荒廃した山林を、住民自らの手によって木を切り出し、買い上げる仕組みを作り上げることで、山林の景観および生態系保全、地域経済の活性化、木質バイオマスの利用促進を図る事業。
94	ゼロ・エミッション	人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることをめざしながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と方法のこと。
52	創業セミナー	起業準備をしている人を主な対象として、事業計画の立て方など、起業に必要な情報を提供するセミナー。
52	SOHO	パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅で、受託した委託業務を行う働き方、またはその仕事場や物件のこと。
11	Society5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
61	体・徳・知	「生きる力」(知・徳・体のバランスのとれた力)を育むとする学習指導要領における基本理念に対して、義務教育段階ではたくましく生きていくために必要な力(健康・体力～安心安全と耐力)と自他ともに大切にする豊かな人間性を身に付け、基礎学力を向上させていくという町の考え方を指すもの。
60	体力合計点	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における小学校5年生は8種目・中学校は9種目のテスト項目(50m走・上体起こし・ソフトボール投げ等)の計測数値(速さ・回数・距離等)を、項目ごとに10点満点の得点に換算し、その得点を合計した値のこと。
15	脱炭素	地球温暖化の原因となるCO2などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。
85	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
10	団塊の世代	日本で昭和22年から昭和24年までのベビーブーム時代に生まれた世代。
96	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
91	地域公共交通 MaaS	Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスで、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
80	地域包括ケア	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される状態。
28	地域防災リーダー	災害時の被害を最小限におさえるため、自治会の防災担当として、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮を行うなどの役割を担う人材。
2	地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをめざすもの。
9	DX(デジタルトランスフォーメーション)	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

初掲載頁	用語	解説
91	デマンドバス	「ドア・トゥ・ドア(行きたい所から行きたい所まで)」サービスを実現する乗り合いによるバスサービスのこと。出発地及び目的地を事前に予約する。
14	テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務(施設利用型勤務)」の3つの形態がある。
75	特定健康診査	実施年度において、40～74歳となる医療保険の加入者を対象として、国民健康保険、健康保険組合等の各医療保険者が実施する健康診査。平成18年の医療制度改革により、平成20年4月から始まった。
61	特別支援教育支援員	幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする人材。
61	特別支援教育相談員	児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など、児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言する人材。
27	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。
15	ネウボラ	元はフィンランドの母子支援制度のことで「助言の場」という意味。地域社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中、妊娠・出産から子育て期にわたって親子を切れ目なく支援する仕組み。
91	バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。
85	ハラスメント	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
34	パラレルキャリア	収入の基盤となる本業と並行して、自分の好きな分野で第二のキャリアを築くこと。ひとつの企業に捉われない、これからの社会での働き方・生き方に対する考え方。
15	バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
28	BCP	事業継続計画(Business Continuity Plan)の略。テロや災害、システム障害など危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びられるようにしておくための計画。
14	ビッグデータ	情報通信技術の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデータ。そのデータ間の関係性等を分析することで、新たな価値を生み出す可能性のあるデータ集合。
100	避難行動要支援者	高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方の総称。
94	5R	ごみの削減としての行動を表す、Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)という「3R」の考え方に、Repair(リペア)とRefuse(リフューズ)という新たな考え方を加えた言葉。
27	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)に子育ての援助ができる方(協会会員)を紹介し、会員同士で子育ての相互援助活動を行うことができるよう橋渡しすることにより、地域ぐるみで子育て支援を行う事業。
64	フィールドミュージアム	博物館を従来の「箱もの」に展示物が入っているというスタイルではなく、地域の自然や人々の営みそのものを博物館とみなし、研究・保全・普及という博物館的活動を通じて、社会的にも経済的にも活用を図ろうという構想。
92	ブロードバンドサービス	速度の速い通信回線と、その回線を利用して、大容量データを活用するさまざまなサービスのこと。
65	文化財	文化財保護法によると、「我が国にとって歴史上又は学術上(芸術上、鑑賞上)価値の高いもの」であり、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」として分類定義されている。

初掲載頁	用語	解説
15	ポストコロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行において、コロナウイルスが社会に存在していることを前提として、これからどう共存していくのかというときに使われる言葉。
28	木質バイオマス	「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」=「バイオマス」の中でも、木材からなるものを指す。
35	UIJ ターン	地方からどこか別の地域(主に大都市)へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住む「U ターン」、生まれ育った地域(主に大都市)からどこか別の地方へ移り住む「I ターン」、地方からどこか別の地域(主に大都市)に移り住み、その後生まれ育った地方近くの(大都市よりも規模の小さい)地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住む「J ターン」を組み合わせた言葉。
43	有効求人倍率	企業からの求人数(有効求人数)を、公共職業安定所(ハローワーク)に登録している求職者数(有効求職者数)で割った値で雇用動向を示す重要指標のひとつ。
24	幼保連携型認定こども園	保育園と幼稚園の認可を持つ施設が、単一の施設として機能を果たすもの。養護と教育の2つの役割を持った施設。
34	ライフステージ	人間の発達段階について、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。
14	リモートワーク	従業員がオフィスに出勤することなく、インターネットを利用したテレビ会議・チャット・メールなどを用いながら、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。
45	6次産業化	1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービス業等の事業を総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
25	ワークショップ	目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創造活動。
15	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

北広島町まちづくり総合委員会

1. 計画の見直し・検証の経過

年 月 日		内 容	備 考
令和2年	7月20日	第1回まちづくり総合委員会	総合計画の進捗状況、令和元年度実施事業の評価・検証等について協議
	10月1日	第2回まちづくり総合委員会	総合計画後期基本計画策定における取組の方向性、実施方針等について協議
令和3年	3月17日	第3回まちづくり総合委員会	総合計画後期基本計画策定に係る取組内容の報告、基本構想(案)等について協議
	8月10日	第1回まちづくり総合委員会	町長から諮問 令和2年度実施事業の評価・検証、総合計画骨子(案)について協議
	12月6日	第2回まちづくり総合委員会	総合計画後期基本計画(素案)、意見募集(パブリックコメント)等について協議
令和4年	2月18日	第3回まちづくり総合委員会	意見募集(パブリックコメント)の結果、総合計画改訂版(案)、答申(案)の審議
	2月21日	町長への答申	

2. 答申

令和3年8月10日付け北財第40号で諮問のあったこのことについて、当委員会で慎重に審議した結果、北広島町のまちづくりの指針となる計画として別添のとおり取りまとめましたので、以下の意見を付して答申します。

記

- 「新たな感動・活力を創る北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」の実現に向けて、感動・活力の好循環を生み出すよう「つながり」を重視し、町内外に向けた情報発信・情報の共有を強化した取り組みを進め、UIJターンの視点を持ちながら交流人口・関係人口づくりに力を入れるとともに、人・企業・団体同士など、本町に関わりや関心のあるすべての人々をつなぐネットワークを強化すること。
- 総合計画を効果的かつ着実に推進するため、各個別計画との連携を図るとともに、継続的な評価・検証と施策の改善を行い、その公表に努めること。
- 審議過程において各委員から出された意見について、今後の行政の参考として生かしていくこと。

3. 北広島町まちづくり総合委員会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
公共的団体 (産業)	北広島町商工会	砂原 正則	
		長田 克司	
	広島北部農業協同組合	織田 学	
	安芸北森林組合	長本 丈治	令和2年7月1日から
各種団体 (地域)	芸北地域振興協議会	小笠原 幸信	副委員長
		的場 房美	令和2年度まで
		小川 美寿恵	令和3年度から
	大朝地域協議会	上原 顕照	
		宇川 尚美	
	千代田地域づくり協議会	寺田 清之	
		友田 伸江	
	豊平地域自治振興会	伊藤 佑真	
山本 あゆみ			
知識経験を 有する者 (金融)	株式会社広島銀行	吉村 正明	令和2年9月 30 日まで
		加計 正晴	令和2年 10 月1日から
	株式会社もみじ銀行	禅院 一郎	令和3年3月3日まで
		荒川 正樹	令和3年3月4日から
	広島市信用組合	藤田 登志男	令和3年3月3日まで
		田坂 浩也	令和3年3月4日から 令和3年9月14日まで
		西山 慶祐	令和3年9月 15 日から
知識経験を 有する者 (学識)	広島修道大学	三浦 浩之	委員長
	北広島町小中学校校長会	板倉 寿恵美	
		仲野 泰二	令和2年度まで
		藤田 典生	令和3年度から

【任期】(令和元年度～令和2年度(令和元年7月1日～令和3年3月31日))

(令和3年度～令和4年度(令和3年5月11日～令和5年3月31日))

4. 北広島町まちづくり総合委員会条例

平成17年6月30日条例第238号

(設置目的)

第1条 町民参加を行政運営の基本に据え、町の政策形成過程から町民の意思が反映され、行政と町民が協働して住民福祉の向上と住みよいまちづくりの実現を図ることを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、北広島町まちづくり総合委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて北広島町のまちづくりに関する事項について審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内を以って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第4条 町長は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を任命することができる。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する審議が終了したときは、退任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

3 部会の所属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

北広島町まちづくり基本条例

平成29年2月10日条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 情報の共有(第5条—第10条)

第3章 住民参加

第1節 住民参加の権利と役割(第11条—第13条)

第2節 住民参加の基本原則(第14条—第18条)

第3節 住民投票(第19条)

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治(第20条—第22条)

第2節 地域自治組織(第23条・第24条)

第5章 町議会の役割と責務(第25条・第26条)

第6章 町の執行機関の役割と責務

第1節 町の執行機関の責務(第27条—第31条)

第2節 町の執行機関の事務の遂行(第32条—第35条)

第3節 財務(第36条—第40条)

第4節 評価(第41条)

第7章 自治体連携等(第42条—第44条)

第8章 条例の見直し(第45条)

附則

(前文)

北広島町は、源流域の自然(源流・川、動植物、地形等)と田園文化(歴史、郷土芸能、教育、まちづくり活動等)に代表される資源があり、さらに、中国地方の中央に位置し、東西(近畿・九州)、南北(山陽・山陰)の高速交通体系の結節点としての重要な役割を担いながら発展してきた。

わたしたちは、新しい時代の流れを見据える時、人権を尊重し、心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を生かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていき、住み良い北広島町を創ることを決意した。

新しい北広島町を創り上げるためには、住民と町が支え合う官民協働と自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治の発展が必要である。

ここに、北広島町は、住民と町の権利や責務を明らかにし、人づくり・協働のまちづくりを進めていくため、まちづくり基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北広島町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、住民と町の権利や責務を明らかにし、住民自治のしくみを制度として定め、北広島町の自治とまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 住民 町内に在住、在勤又は在学する個人と町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 町議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持ち、北広島町の意味を決定する機関をいう。
- (4) 町の執行機関 北広島町の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (5) 協働 住民と町又は住民同士や各種団体がそれぞれに果たさなければならない責任と役割を認識し、互いに補い合い、協力することをいう。

(まちづくりの基本原則)

第3条 住民と町は、次に掲げる基本原則によりまちづくりを行う。

- (1) 住民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を持つ。
- (2) 住民は、まちづくりに参加する権利を持つ。
- (3) まちづくりは、情報公開と参加により進めていく。
- (4) まちづくりは、住民と町がお互いに支え合いながら行う。
- (5) まちづくりは、住民と町が協働して行う。
- (6) まちづくりの評価を常に行い、将来に生かしていく。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、住民と町は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 町は、他の条例、規則などの制定や改廃にあたっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第5条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、住民がまちづくりについての情報を共有することを基本に進めなければならない。

2 町は、住民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、町政全般についての情報を速やかに住民と共有するように努めなければならない。

(情報への権利)

第6条 住民は、法令で制限される場合を除いて町に対し、町の持っている情報の提供を要求し、取得する権利を持つ。

(意思決定過程の情報共有)

第7条 町は、住民に対し、町政についての意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 町は、審議会や附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

(情報共有のための制度)

第8条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めなければならない。

- (1) 町の仕事に関する情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (3) 住民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第9条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

2 町は、その持っている情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 町は、個人情報の収集、利用、提供及び管理などにおいて、個人の権利と利益が侵害されることのないように必要な措置をとらなければならない。

第3章 住民参加

第1節 住民参加の権利と役割

(まちづくりに参加する権利)

第11条 住民は、北広島町の将来を担うまちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、住民の基本的な権利であり、住民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加するものとする。

(まちづくりの参加における住民の役割)

第12条 住民は、まちづくりの主体者であることを自覚し、総合的立場に立ち、まちづくりに参加するものとする。

2 住民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを自覚して、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 住民は、様々な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識して、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりに参加するものとする。

(まちづくりの参加における町の責務)

第13条 町は、まちづくりを行う住民の自主性と自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡大に努めなければならない。

第2節 住民参加の基本原則

(住民参加の原則)

第14条 町は、企画立案、実施や評価のそれぞれの過程において、住民参加の推進に努めなければならない。

(計画策定における住民参加の原則)

第15条 町は、住民参加のもと、基本構想やこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という）を策定しなければならない。

2 町は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、住民参加のもとで見直しを行うよう努めなければならない。

(計画策定における住民参加の手続)

第16条 町の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、住民に意見を求めるよう努めなければならない。

2 町の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、住民に意見を求めなければならない。

3 町の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表しなければならない。

(審議会等への住民参加)

第17条 町の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(条例制定における住民参加の手続)

第18条 町は、まちづくりについての重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次の項目に該当する場合を除き、住民の参加を図るよう努めなければならない。

(1) 関係法令などの制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更など簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号に準じた制定改廃の場合

2 町は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めなければならない。

3 町は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表しなければならない。

第3節 住民投票

(住民投票の原則)

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、町議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

(住民自治の定義)

第20条 住民自治とは、住民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

(住民自治に関する住民の役割)

第21条 住民は、住民自治の重要性を自覚し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

(住民自治に関する町の役割)

第22条 町は、住民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 町は、住民自治活動に対して、必要に応じてこれを支援しなければならない。

第2節 地域自治組織

(地域自治組織の定義・要件)

第23条 地域自治組織とは、地域において、主体的な活動を行いながら、身近な課題を解決できるよう、そこに住む地域住民により設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものである。

(1) 組織が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者などで構成されること。

(2) 組織設置の目的が、地域住民と地域社会への貢献を目指すものであること。

(3) 目的・名称・事務所の所在地・代表者などを明記した規約を定めていること。

(地域自治組織の役割)

第24条 地域自治組織は、適正な組織運営を行うとともに、自らの責任をもって組織活動を行うよう努めなければならない。

2 地域自治組織は、人材その他の社会資源を活用し、協働の推進に努めなければならない。

3 地域自治組織は、自らの地域において行われる住民に身近な町の施策などについて、組織の決定を経て、町長に提案することができる。町長は、地域自治組織の提案を尊重しなければならない。

第5章 町議会の役割と責務

(町議会の役割)

第25条 町議会は、法令の定めにより、有権者より選出された議員によって構成される北広島町の意味決定機関である。

2 町議会は、町の執行機関の重要な政策について議決する権限と町政運営を監視する機能を持つ。

3 町議会は、法令の定めにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定などを議決するとともに、町の執行機関に対する検査や監査請求などの権限を持つ。

(町議会の責務)

第26条 町議会は、町政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨まなければならない。

2 町議会は、北広島町議会基本条例(平成27年北広島町条例第26号)に基づき、活動しなければならない。

第6章 町の執行機関の役割と責務

第1節 町の執行機関の責務

(町の執行機関の役割)

第27条 町の執行機関は、法令の定めにより、条例、予算、町議会の議決に基づく事務や法令などに基づく事務を、自らの判断と責任において、適正に管理し、執行する機関である。

2 町の執行機関は、事務の執行にあたっては住民との協働に努めなければならない。

3 町の執行機関は、住民の行うまちづくり活動を促進するため、人材育成を図るとともに、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

(町長の責務)

第28条 町長は、住民の負託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の運営にあたり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(町の執行機関の責務)

第29条 町の執行機関は、町の事務の企画立案、実施や評価において、内容、効果を住民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 町の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(町職員の責務)

第30条 町職員は、住民の負託に基づくことを自覚し、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける協働と創意工夫が常に図られるよう努めなければならない。

2 町職員は、住民本位の立場に立ち、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

(危機管理体制の確立)

第31条 町の執行機関は、住民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町の執行機関は、住民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

第2節 町の執行機関の事務の遂行

(組織・体制)

第32条 町の執行機関は、まちづくりや住民の様々な要望に柔軟で迅速に対応できるよう、住民に分かりやすい組織・体制の整備に努めなければならない。

(法務体制)

第33条 町の執行機関は、自主的で質の高い政策を遂行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則などの整備を積極的に行わなければならない。

(人材育成等)

第34条 町の執行機関は、多様化する住民の行政需要に対応できる知識や能力を持った町職員の人材の確保と育成を図らなければならない。

2 町の執行機関は、町職員が自己の能力を向上させることができるよう研修を充実させ、能力向上のための様々な機会の保障に努めなければならない。

3 町職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、あらゆる情報を収集し、政策形成能力の向上に努めなければならない。

(要望等への対応)

第35条 町の執行機関は、住民から苦情、要望、提言及び意見などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

第3節 財務

(財政運営の基本方針)

第36条 町長は、予算の編成と執行にあたっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 町長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行わなければならない。

(財政基盤の強化)

第37条 町は、自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

(予算編成、予算執行)

第38条 町長は、予算の編成にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、住民が予算の内容を正確に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

(財産管理)

第39条 町は、北広島町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

(財政状況の公表)

第40条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付けて分かりやすく公表しなければならない。

第4節 評価

(評価)

第41条 町は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施しなければならない。

2 町は、前項の評価の結果を分かりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映しなければならない。

第7章 自治体連携等

(多様な主体の交流)

第42条 町は、住民相互の交流や地域間の交流・連携を積極的に進めなければならない。

(近隣自治体との広域連携)

第43条 町は、広域的取り組みを必要とする施策については、近隣の自治体との情報の共有を一層高め、相互の理解のもと、連携して推進しなければならない。

(地域間交流)

第44条 町は、住民自治と住民参加に支えられた交流活動を積極的に進め、地域間の連携を深め、北広島町の発展を図らなければならない。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第45条 この条例は、住民の参加のもと、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2次 北広島町長期総合計画【改訂版】

発行年月:令和4年3月

発行:北広島町(財政政策課)

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地

TEL:0826-72-2111(代表)